

東大和市子ども・子育て未来プラン 中間見直し

(令和5年3月)



東京
ゆったり日和
東やまと

目 次

第 1 章 本計画の中間見直しにおける目的及び基本的な考え方……………1

第 2 章 計画の概要

第 1 節	計画の位置付け……………	2
-------	--------------	---

第 3 章 子ども・子育て支援事業

〔 第 2 期東大和市子ども・子育て支援事業計画
第 1 期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画 〕

第 1 節	教育・保育提供区域の設定……………	4
第 2 節	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方……………	5
第 3 節	人口の見込み……………	8
第 4 節	幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育……………	9
第 5 節	地域子ども・子育て支援事業……………	12
第 6 節	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保……………	29
第 7 節	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保……………	30
第 8 節	基本指針に基づく任意記載事項……………	31

本計画の中間見直しにおける目的及び基本的な考え方

市では、すべての子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代を支援するため、「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」「第1期東大和市次世代育成支援行動計画」「第1期東大和市子ども・若者計画」「第1期東大和市子どもの貧困対策計画」を包含した一体的な計画として、令和2年3月に「東大和市子ども・子育て未来プラン」（計画期間：令和2年度から令和6年度）を策定しました。

計画の策定にあたり、国から「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）が示されており、その中で、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業等）について、計画策定時に設定したそれぞれの事業の量の見込みと実績値が大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しが求められており、令和4年度がその中間年に当たります。

そこで、各事業の令和2年度、令和3年度の実績を検証した結果、計画策定時の量の見込みと実績値において大きく乖離している事業及び計画策定後に対象となった事業について、内容の見直しを行いました。

なお、見直しは当初策定の計画期間である令和2年度から令和6年度の5年間のうち、令和4年度から令和6年度までの3年間を対象として行いました。

第 2 章

計画の概要

第 1 節 計画の位置付け

- 東大和市子ども・子育て未来プランは、東大和市のすべての子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代を支援するための総合的な計画です。市民一人ひとりが子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者、地域の関係者等と市が相互に協力し、地域社会が一体となって子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代の支援を推進していけるよう、次に掲げる5つの計画を一体的に策定したものです。
- 本計画は、東大和市総合計画 輝きプラン（基本構想/基本計画）を上位計画として、東大和市地域福祉計画などの各分野別計画との調和を図り策定してまいります。

（1）第 2 期東大和市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市の子ども・子育て支援事業計画です。

女性の就業率の上昇や令和元（2019）年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の影響、首都圏における保育士人材不足などの社会情勢等を踏まえ、幼児期の教育・保育の質・量の確保のための方策と地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援の方策について、平成 31（2019）年 3 月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定したものです。

（2）第 1 期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

次世代育成支援対策推進法第 8 条の行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法第 60 条第 2 項の基本指針に基づき、平成 30（2018）年 9 月に定められた新・放課後子ども総合プランに基づく市の行動計画です。

すべての小学校就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる放課後等の居場所づくりのための方策について、女性の就業率の上昇などの社会情勢等を踏まえ、平成 31（2019）年 3 月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定したものです。

(3) 第1期東大和市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条の行動計画策定指針に基づく次世代育成支援対策に係る市の行動計画です。

市では、平成17(2005)年度から平成26(2014)年度まで10年間にわたり、次世代育成支援対策推進法に基づき東大和市次世代育成支援行動計画(前期・後期)を策定し、目標事業量を定め、子育て支援施策を推進してきました。

平成27(2015)年度から定量的な子育て支援施策の整備量等の目標を市町村子ども・子育て支援事業計画に記載することが法改正され、市町村次世代育成支援行動計画の策定は任意化されました。

「東大和市子ども・子育て未来プラン」の策定にあたり、市の実情に応じた施策の推進を目的とし、地域における子育て支援、子どもの健康の確保・増進と心身の健やかな成長、安心して子育てができる環境の整備等の方策について、第1期東大和市次世代育成支援行動計画(健やか親子21〔第2次〕に基づく東大和市母子保健計画の一部を含む)に位置づけることとし、平成31(2019)年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定したものです。

(4) 第1期東大和市子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市の子ども・若者計画です。

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するための地域におけるネットワークづくりなどの方策について、平成31(2019)年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定したものです。

(5) 第1期東大和市子どもの貧困対策計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市における子どもの貧困対策についての計画です。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育成される環境の整備に向け、子どもの居場所づくりや学習支援などの方策について、平成31(2019)年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定したものです。

第 3 章

子ども・子育て支援事業

第 2 期東大和市子ども・子育て支援事業計画

第 1 期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

第 1 節 教育・保育提供区域の設定

- 子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、市町村は基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとされています。

東大和市子ども・子育て未来プランでは、基本指針に基づき、現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期を定めています。

- また、東大和市では、基本指針により地域の実情に応じて定めることとされている「教育・保育提供区域」については、当市の地勢や面積、人口がコンパクトにまとまっていることから、計画を市全体で捉えるものとし、平成 27 年（2015）年 3 月策定の「東大和市子ども・子育て支援事業計画」に引き続き、市全域で 1 区域と設定します。

第2節 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

1 認定区分の分類と保育の必要性

(1) 認定区分について

子ども・子育て支援法第61条及び基本方針により、教育・保育の量の推計に当たっては、子ども・子育て支援法第19条第1項の認定区分ごとに算出することが求められています。認定区分には1・2・3号認定があり、以下の表のようになっています。

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育（幼稚園等）のみの子ども（保育の必要性なし）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子ども（保育の必要性あり）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども（保育の必要性あり）

(2) 保育の必要性について

認定区分は、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて区分します。

以下のとおり、保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」について、基準を設けています。

「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む。

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

⑤災害復旧

⑥求職活動

- ・起業準備を含む

⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

さらに、標準時間（主にフルタイムの就労を想定。）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分した場合の認定区分は、次のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（最長 11時間）	—	
		保育短時間利用（最長 8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（最長 11時間）	1号認定	教育標準時間利用 （標準 4時間）
		保育短時間利用（最長 8時間）		

2 「量の見込み」を算出する項目

第4節以降、下記の1～11事業について、令和2年度、令和3年度は実績値を記載しています。

令和4年度から令和6年度は実績を参考に量の見込みの算出を行っています。

なお、下記1～3（「保育園、幼稚園等事業」）及び5（「放課後児童健全育成事業」）の令和4年度の数値については年度当初の受入数を記載しています。

当初の計画から見込みを変更した事業は太枠で示しています。

また、4～11の事業名は、子ども・子育て支援法に示されている事業名で記載しています。

【 教育・保育 】

	事業	（認定区分）		対象
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	
	保育認定	認定こども園 保育園		
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業 】

	事業	本計画における対象
4	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）	小学1～6年生
6	子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）	2～12歳以下の小学生
7	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	0～5歳
8	一時預かり事業（在園児対象）	3～5歳
	（在園児以外対象）	0～5歳
9	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	0～5歳 小学1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	未就学児及び小学生（妊婦含む）
11	利用者支援事業	子育て中の親子（妊婦含む）

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「要保護児童対策地域協議会運営事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」があります。

第3節 人口の見込み

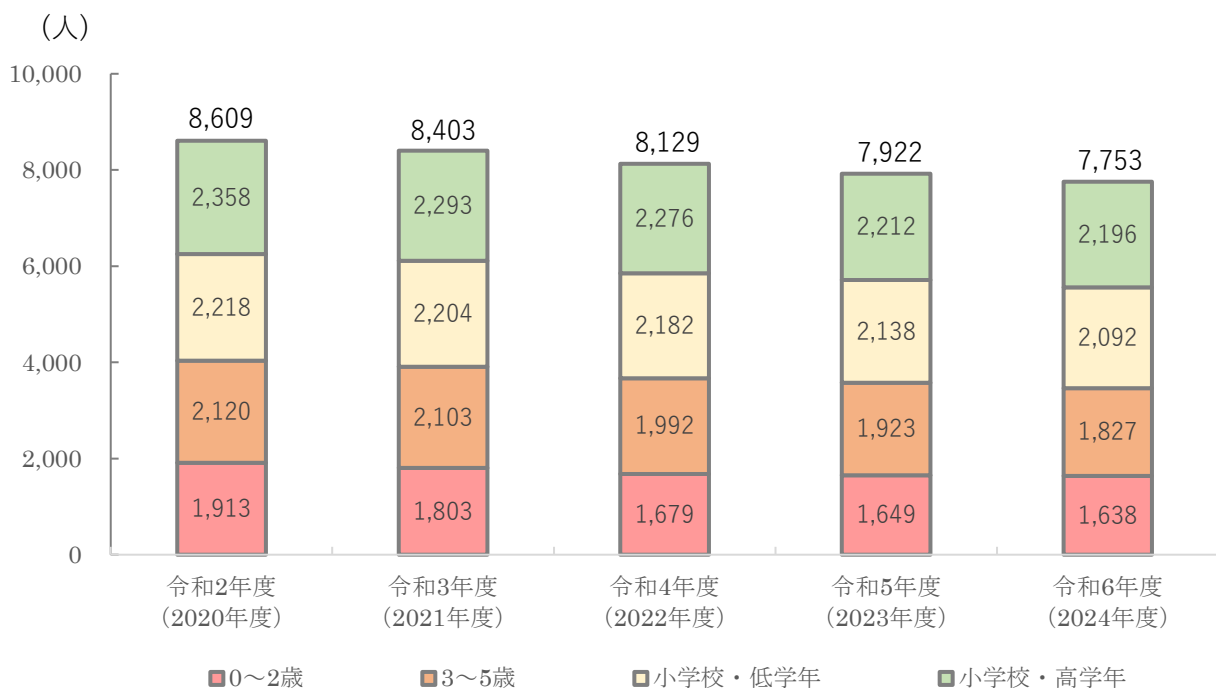
子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成30（2018）年から令和4（2022）年までの4月1日時点の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	594	560	500	562	553
1歳	637	609	577	512	575
2歳	682	634	602	575	510
3歳	671	677	649	602	575
4歳	740	675	672	650	603
5歳	709	751	671	671	649
6歳	714	720	754	669	669
7歳	771	712	717	756	671
8歳	733	772	711	713	752
9歳	774	736	767	712	714
10歳	786	772	730	767	712
11歳	798	785	779	733	770
計	8,609	8,403	8,129	7,922	7,753

（各年度4月1日時点。令和2～4年度の数値は実績を記載）

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



第4節 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育

1 保育園、幼稚園等事業

【事業概要】

保育園は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【量の見込みと提供量（確保策）】

（1）1号認定（3～5歳・幼児期の学校教育のみ）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
見込み量（A）		665	637	555	585	572
提供量	特定教育・ 保育施設	386	388	388	392	392
	確認を受け ない幼稚園	686	621	650	677	677
	特定地域型 保育事業	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—
	合計（B）	1,072	1,009	1,038	1,069	1,069
過不足分（B）－（A）		407	372	483	484	497

* 令和4年度は年度当初の受入数

（各年度4月1日時点）

(2) 2号認定（3～5歳・保育の必要性あり）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
見込み量（A） （教育希望が強い）		135	140	118	121	118	
見込み量（A） （上記以外）		1,260	1,264	1,226	1,131	1,102	
提 供 量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	1,363	1,368	1,379	1,450	1,450
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	—	—	—	—	—
	上記以外	認可外・その他	135	140	140	138	138
	合計（B）		1,498	1,508	1,519	1,588	1,588
過不足分（B）－（A）		103	104	175	336	368	

* 令和4年度は年度当初の受入数

（各年度4月1日時点）

(3) 3号認定（0歳・保育の必要性あり）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
見込み量（A）		157	145	136	138	135	
提 供 量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	148	148	147	147	147
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—	—	—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	18	18	15	18	18
	上記以外	認可外・その他	8	8	8	8	8
	合計（B）		174	174	170	173	173
過不足分（B）－（A）		17	29	34	35	38	

* 令和4年度は年度当初の受入数

（各年度4月1日時点）

(4) 3号認定（1～2歳・保育の必要性あり）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
見込み量（A）		795	758	728	753	753	
提 供 量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	690	695	715	710	710
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	-	-	-	-	-
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	73	73	77	72	72
	上記以外	認可外・その他	12	12	12	12	12
	合計（B）		775	780	804	794	794
過不足分（B）－（A）		▲ 20	22	76	41	41	

* 令和4年度は年度当初の受入数

(各年度4月1日時点)

【今後の方向性】

市内の保育ニーズを的確に把握しながら、保育園の施設整備の実施及び保育士等の確保に努め、適切な保育の受け皿の確保に努めます。

第5節 地域子ども・子育て支援事業

1 時間外保育事業（延長保育事業）

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

【量の見込みと確保策】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	310	213	208	202	197
確保策(B)	310	213	208	202	197
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

(各年度合計利用人数の1か月平均)

【今後の方向性】

ニーズに応じ、拡充等を検討します。

2 放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）

【 概要 】

共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供している事業です。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み（A）	800	794	888	850	805
1年生	344	319	341	287	286
2年生	256	258	269	290	240
3年生	136	154	167	170	176
4年生	48	48	86	77	79
5年生	13	13	20	21	19
6年生	3	2	5	5	5
確保の内容（B）	831	830	850	850	850
過不足分（B）－（A）	31	36	▲ 38	0	45

* 令和4年度は年度当初の受入数

（各年度4月1日時点）

【 今後の方向性 】

少子化に伴う児童数の減少により、ニーズの総量は漸減していくことが予測されますが、女性の就業率上昇や、地域ごとのニーズの偏在等に対応するため、今後も施設整備が必要であると見込まれます。

《「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画》

	国の「新・放課後子ども総合プラン」に示された行動計画に盛り込むこととされている内容	東大和市行動計画
1	学童保育所※1 の年度ごとの量の見込み及び目標整備量	「量の見込みと確保策」に記載の表（第5章第5節2「放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）」に記載）のとおりとします。
2	一体型の学童保育所及び放課後子ども教室※1 の令和5（2023）年度に達成されるべき目標事業量・放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画	次ページに記載の「放課後子ども教室の目標事業量等」ととおりとします。 ※2
3	学童保育所及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	地理的に近接しており、一体型・連携型が可能と思われる小学校区において、教育委員会と連携し、実施場所及びスタッフの確保に努め、一体型・連携型の実施を目指します。
4	小学校の余裕教室等の学童保育所及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	余裕教室等の使用計画や活用状況等について教育委員会内で調整し、学童保育所及び放課後子ども教室としての活用について、協議を行います。
5	学童保育所及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	福祉部局及び教育委員会で窓口となる部署を明確にし、協議・連携の体制を整えます。令和4年度以降は学童保育所及び放課後子ども教室の両方を主管する課を教育委員会に移管し、両事業の連携を強化します。
6	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	特別な配慮を必要とする児童への対応について、継続的に研修を行うほか、学校・家庭・放課後等デイサービス事業者等と連携し、児童が安心して過ごすことができるように努めます。
7	地域の実情に応じた学童保育所の開所時間の延長に係る取組	引き続き、午後7時までの育成時間の延長の実施に努めます。
8	各学童保育所が、「新・放課後子ども総合プラン」に記載した学童保育所の役割をさらに向上させていくための方策	通常の育成支援に加え、学習支援や、各種行事及び合同行事などの多様な活動を実施し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。
9	「新・放課後子ども総合プラン」に掲げた学童保育所の役割を果たす観点から、各学童保育所における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	各学童保育所の育成支援の内容について、各学童保育所から発行する広報紙により、児童や保護者に周知します。

※1 「新・放課後子ども総合プラン」においては、「学童保育所」は「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」は「放課後子供教室」として記載されています。

※2 「新・放課後子ども総合プラン」においては、令和5（2023）年度までの目標事業量や実施計画等を市町村行動計画に盛り込むべきとされていますが、東大和市子ども・子育て未来プランは令和6（2024）年度までを計画期間としていることから、第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画は令和6（2024）年度までを計画期間とします。

放課後子ども教室の目標事業量等

単位：箇所

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
平日毎日活動する教室の数	1	2	3	4	5
一体型の数	0	2	4	6	7
うち学校内で行う一体型	0	1	2	3	3
連携型の数	3	2	2	2	1

※一体型とは、学童保育所と放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。

※連携型とは、学童保育所と放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに、学童保育所の児童が参加できるものをいう。

※「新・放課後子ども総合プラン」(放課後児童クラブ部分 一部抜粋)

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



3 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

【 概要 】

保護者が病気、出産等で子ども（2歳以上から12歳以下の小学生まで）の養育が困難となったときに、養育協力家庭等で子どもを一時的に預かる事業です。計画策定時は養育協力家庭において実施していましたが、令和3年度からはこれに加えて児童養護施設による施設型ショートステイも実施しています。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み（A）	2	42	42	42	42
確保策（B）	192	192	192	192	192
差引（B）－（A）	190	150	150	150	150

（年間延べ利用者数）

【 今後の方向性 】

ニーズに対して適切なサービス利用につなげていけるよう、引き続き養育協力員の確保に努めます。また、児童養護施設等におけるショートステイを充実させていきます。

サービスの利用にあたっては、利用者が養育協力家庭もしくは児童養護施設から選択できるようにしています。

4 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

市内の私立保育園3園（大和南保育園・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園）と児童館6館に「子育てひろば」を設置し、子育て家庭の交流・情報交換の場の提供のほか、親子遊びなどを通して、子どもとのふれあいを深める方法や子育てのあり方を学ぶ機会を提供しています。

また、子育てへの不安の軽減や保護者が自信を持って子育てができるよう、子育て支援の専門家等から話を聞くことができる「子育て講座」を実施しています。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	8,655	12,382	9,855	9,836	9,817
確保策(B)	12,000	12,382	9,855	9,836	9,817
差引(B) - (A)	3,345	0	0	0	0

(年間延べ利用者数)

【 今後の方向性 】

様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努め、サービス内容の充実や向上を図ることで、子育て家庭の支援に努めます。

5 一時預かり事業

(1) 幼稚園による一時預かり事業

【 概要 】

幼稚園の通常保育時間の前後や夏休み等の長期休業中に、保護者のニーズに合わせて預かり保育を行います。市内4園（狭山ヶ丘幼稚園・大和八幡幼稚園・東大和こども園・こども学園）で実施しています。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	188	149	168	164	159
確保策(B)	188	149	168	164	159
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

(各年度合計利用人数の1日平均)

【 今後の方向性 】

引き続き、保護者のニーズに応える支援となるよう努めます。

(2) 一時預かり事業・緊急一時保育事業

【概要】

保護者の断続的な就労、通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に子どもの家庭保育が困難となった未就学児を、昼間、保育園や子ども家庭支援センターでお預かりします。現在、一時預かり事業は、5か所（子ども家庭支援センター・向原保育園・大和東保育園・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園）で実施しています。緊急一時保育事業は、5か所（狭山保育園・向原保育園・大和東保育園・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園）で実施しています。

【量の見込みと確保策】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	5,323	3,717	3,876	3,788	3,698
確保策(B)	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160
差引(B) - (A)	4,837	6,443	6,284	6,372	6,462

(年間延べ利用者数)

【今後の方向性】

様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努め、サービス内容の充実や利便性の向上を図り、家庭保育を行っている乳幼児と保護者への支援に努めます。

6 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

児童が病気のため、保育園、幼稚園、小学校等に通園通学ができず、保護者の就労等の理由のために家庭保育を行うことが困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育等を実施します。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	209	564	552	540	529
確保策(B)	1,434	1,446	1,500	1,500	1,500
差引(B) - (A)	1,225	882	948	960	971

(年間延べ利用者数)

【 今後の方向性 】

病児・病後児保育の認知度が低く、保育園等利用世帯でも登録を行わない世帯がいるため、市報や市公式ホームページ等で広報するほか、対象となる保護者に対し、保育園や学童保育所等を通じて周知を行えるよう調整を図り、認知度の向上に努めます。

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 概要 】

地域の子育てに関する相互援助活動を支援することにより、仕事と子育てが両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。

市補助事業として、東大和市社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業（さわやかサービス）により、市民の子育て支援を行うとともに、安定した事業運営を図っています。

【 量の見込みと確保策 】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み（A）	804	447	447	447	447
確保策（B）	804	447	447	447	447
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

（年間延べ利用者数）

【 今後の方向性 】

市報や市公式ホームページ等、広報媒体の活用や、保健センターや幼稚園・保育園等の関係機関を通じて周知することにより、サービスの普及啓発に努めるとともに、協力会員及び利用会員の増加を図ります。

8 利用者支援事業

(1) 保育コンシェルジュ事業・特定型

【概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

【量の見込みと確保策】

単位：箇所

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	1	1	1	1	1
確保策(B)	1	1	1	1	1
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

(各年度3月末日時点)

【今後の方向性】

保育課窓口に1か所設置し、保健や看護、保育等の専門職による複数体制で常駐し、情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援の充実を図ります。

(2) 母子保健型

【 概要 】

妊婦の健康保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対して面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行います。

健康推進課窓口に1か所設置し、保健師による複数体制の配置を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

【 量の見込みと確保策 】

単位：箇所

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	1	1	1	1	1
確保策(B)	1	1	1	1	1
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

(各年度3月末日時点)

【 今後の方向性 】

引き続き、相談体制を確保し支援の充実を図ります。

9 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊娠期を健康に送ることができるよう、妊婦健診受診票を交付し、適切な妊娠期の健康管理が行えるよう、支援します。

【 量の見込みと確保策 】

単位：回

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	8,480	8,128	8,666	8,470	8,260
確保策(B)	8,480	8,128	8,666	8,470	8,260
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

(年間延べ利用回数)

【 今後の方向性 】

妊婦健診は、都内の指定医療機関において、対象となる定期健診が14回無料で受けられます。また、里帰り等により東京都外や助産所において受けられた場合は、費用の一部を助成しています。

引き続き、健診の受診により、健康な状態で出産・育児に臨むことができるよう、健診の重要性の周知に、より一層努めます。

10 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師や保健師が訪問します。

訪問者は、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する相談を受けることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てが行え、赤ちゃんが健やかに成長できるよう支援しています。

【 量の見込みと確保策 】

単位：回

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	457	471	462	452	440
確保策 (B)	457	471	462	452	440
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

(年間延べ訪問回数)

【 今後の方向性 】

訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係課と連携を図り支援を行います。

11 養育支援訪問事業

【 概要 】

相談等を通じて養育の支援が必要と判断された家庭に対して助産師、保健師等を派遣し、健康観察（発育、発達、体調等）、健康管理及び育児等の助言指導を行っています。

【 量の見込みと確保策 】

単位：回

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	26	121	121	121	121
確保策(B)	72	128	189	189	189
差引(B) - (A)	46	7	68	68	68

(年間延べ訪問回数)

【 今後の方向性 】

支援の必要な家庭に対して適切にサービス利用につなげていくとともに、引き続き支援員の確保に努めます。

12 要保護児童対策地域協議会運営事業

【 概要 】

地域における要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援を実施するため、児童福祉法に基づき東大和市要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターが調整機関となって、関係機関と連携して虐待対応を行います。

代表者会議を年2回、実務担当者会議を年4回実施しています。

【 今後の方向性 】

関係機関との連携強化、養育家庭や児童虐待防止等の周知、啓発に努めます。

※要保護児童対策地域協議会とは

児童福祉法第25条の2第1項に規定されている協議会です。

虐待を受けている子どもをはじめとする保護や支援が必要な子どもを早期発見し、適切な保護、支援を図るために、適切な連携の下でその子ども等に関する情報や考え方を共有し、支援の内容を協議する機関です。

13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

低所得世帯等の児童が新制度に移行していない幼稚園を利用する際に、保護者が園に支払うべき食材料費(副食の提供に限る)に係る費用の一部を助成します。

【今後の方向性】

令和元(2019)年10月から事業を開始しました。国等の動向を踏まえ、事業を実施します。

14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1) 新規参入施設等への巡回支援

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者(以下「新規参入事業者」)に対して、事業経験のある者(例:保育士経験者等)を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業です。

【現状と今後の方向性】

現在、対象となる事業者がいないため、実施していません。

今後、待機児童の解消を目的として施設整備をしていく中で、運営事業者から、本事業の実施について、要望等があった場合、検討します。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

【現状と今後の方向性】

東京都の事業を活用し、同様の事業を実施しています。

引き続き、同様の対応を継続する見込みですが、必要に応じて、本事業の活用を検討します。

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料の一部を補助する事業です。

多様な集団活動事業とは、例えば、園舎を持たない幼稚園類似施設（森のようちえん等）や各種学校が該当します。

【現状と今後の方向性】

令和4年度（2022）より事業を開始しました。制度の周知等を図るとともに、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

第6節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能をあわせもち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であるため、既存の幼稚園が認定こども園に移行することは、利用者の利便性の向上につながります。市では、2つの私立の就学前施設が認定こども園に移行しております。今後の保育ニーズを的確に把握しながら、幼稚園から認定こども園への移行について検討・判断してまいります。

(2) 質の高い教育・保育の提供に向けた取組

利用者が安心して利用でき、子どもが自分らしく健やかに成長できるように、教育・保育の質の向上が必要となります。市では、質の高い教育・保育を提供するために、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者に対し、アレルギー対策・不審者対応・乳児救急救命等の研修を行い、その専門性の向上を図っています。

今後も、幼稚園教諭、保育士等が抱えている問題や時代に即したテーマで研修を行う等、更なる質の向上に努めます。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

教育・保育施設は、保育の必要な子どもに健全な発達のための養護と教育を一体的に提供し、家庭との共同による子育てを行うとともに、幼児教育を行う場として、次代を担う子どもたちが人間として心豊かに生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う役割を担っています。また、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。

地域子ども・子育て支援事業についても、子育て家庭の多様化するニーズや地域の実状を踏まえ実施するもので、その役割は重要であり、子育て家庭が必要なサービスを利用できるように支援します。

(4) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

認定こども園、幼稚園及び保育園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満の児童の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保

育が受けられるよう推進していきます。

(5) 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携

子どもたちの乳幼児期における経験は多種多様です。異なる環境で過ごした子どもたちが、就学前の教育・保育施設等に就園し、その後小学校に円滑に就学するために、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携が重要となります。市では、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携を図るため、幼保小連携会議を実施し、小学校就学に向けての情報交換、連携に関わる取組等を協議しています。

今後、小学校就学に配慮が必要な子どもたちに対して、支援のさらなる充実等にむけて連携強化を図ります。

第7節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性を鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の施策として幼児教育・保育の無償化が令和元（2019）年10月から開始されました。
- 子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」の給付対象となる幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。
- 市では、この制度に則り、保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、制度の周知等を図るとともに、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

第8節 基本指針に基づく任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が、産休・育休明けの入園を希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い円滑に職場復帰ができるよう支援するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。
- 次世代育成支援対策推進法が令和7（2025）年3月までの10年間の時限立法として延長され、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進することとしていることから、市では、特定事業主行動計画を推進します。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

（1）児童虐待防止の充実

- 発生予防から早期発見、早期対応に努めます。
- 子どもの安全確保及び支援に努めます。
- 保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策に努めます。
- 福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関の連携に努めます。

（2）母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

- 子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策から、総合的な自立支援を推進します。

（3）障害児施策の充実等

- 障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、福祉、保健・医療、教育等の各種施策を体系的かつ円滑に実施します。



東大和市子ども・子育て未来プラン 中間見直し

令和5年3月

発行 東大和市

編集 東大和市子ども未来部子育て支援課

〒207-8585

東大和市中心3丁目930番地

電話：042-563-2111（代表）

FAX：042-563-5928